

『日本国憲法と平和創造』

神戸市 佐藤明日可

昨今の日本において、連日のように命にかかる事件の報道がなされるのを見るにつけ、心が痛む思いをしているのは、私だけではないだろう。戦後六十年余りを経過したわが国において、本当に平和な社会を築き上げたといえるのだろうか。

そもそも「平和」とは、単に「戦争のない状態」だと言い切れるのだろうか。私自身、現在、高校生や大学生に政治や経済を教える仕事をしているが、その他に時間を見つけては、「平和の種まき」活動を行っている。その一つに、国際平和ミュージアムガイドとしてのボランティア活動がある。私が、この活動にかかるねらいに、ガイド活動を通して、来館された方々と日頃なかなか考えることのないテーマである、「平和とは何か」について、じっくりと考えあう時間を共有し、このミュージアムで気づいたこと、発見したことなどを、各個人が日常生活の中で実践していくことで、日本国憲法の前文にも用いられている、「平和な社会」の創造に繋げていきたいとの思いがその根底にある。

大学が運営するスタイルとしては世界で唯一の、このミュージアムの2階の展示室では、「平和とは何か」を考えるのに最適な資料が、数多く置かれ、大変参考になる。その中に、「平和とは、暴力のない状態以上である」との定義がある。日本は、確かに戦闘状態にはないが、「人間の命や能力の全面開花を妨げている原因」というのが、「暴力」の本質であるとすれば、現在のこの豊かな日本にも、様々な種類の暴力が、存在しているのではないだろうか。平和ミュージアム館長の安齋育郎先生によると、暴力には、次の三つのタイプが存在するという。すなわち、いじめ、公害といった①直接的暴力、格差社会や人権侵害といった社会のありように根ざす②構造的暴力、さらには、こうした暴力を助長する③文化的暴力が、残念ながら、日本にもたくさん存在しており、本当に平和な状態だとは言い難い現状がある。

こうした問題を解決するためには、社会を構成する各個人一人ひとりの「平和を作り出す姿勢や努力」が何よりも大切であると考える。この点において、日本国憲法の目的、つまり、現行憲法の持つ最大の価値である、第十三条(個人の尊重)に通じるところがある。

憲法が、他の多くの法律とは違って、国の最高法規であることが、国民の皆さんにとってどのような利点があるのだろうか。それは、世界の歴史、とりわけ、十七～十八世紀の市民革命の頃を紐解いて見ると理解しやすい。市民革命以前の社会では、国王や貴族階級が

国家運営の中心に据えられていたため、多くの国民は、重税や徴兵制などで、奴隸のような扱いを受けることとなり、国民の意向が全く反映されない、絶対王政が主流であった。その後、本当に大切にされるべきは、国民の生命・自由・財産であり、それらを権力者から守り抜くために、国民の全員が一体となって社会を作ることが大切だとする「社会契約説」に後押しされる形で、市民革命の時代を迎えた。有名なあのフランス革命の結末に表されるように、最終的には、国王が処刑され、人民側の勝利となり、やがて、憲法で国を統治する、立憲主義に基づく民主国家の誕生を迎えることとなった。

ここで、憲法が国民に果たす役割を再確認したい。国の最高法規としての憲法の存在価値とは、先の史実からも明らかなように、個人の自由、平等といった基本的人権を最大限に保障するために、国家権力（権力者側）を縛ることを目的として定められているところにある。これは、日本国憲法第九十九条の（憲法尊重擁護義務）の条文からも明白である。つまり、国家権力のらん用によって、国民の権利が侵害されることを防ぐこそが、憲法の最も重要な役割だといえる。そのため、憲法第九十六条で規定された「憲法改正手続」は、時の権力者が、簡単に改正できないよう、過半数の主権者である国民が、改正したいと言わなければ、変えられないしくみになっている。

しかし、最近、「憲法改正」の声が、一部の国会議員をはじめとする人々からあがってきている。戦後六十年余りを経て、一度も改正されていないことで、時代にそぐわない条文を修正又は削除する必要があるのではないかとする見方もある。こうした中、二〇〇七年五月に、憲法改正における「国民の承認」のための投票手続きに関する法律として、「国民投票法」が成立するに至った。憲法改正にあたって、主権者である「国民の承認」があったためには、一、国民投票の運動が、自由に十分に保障されること、二、中立で公正な情報の提供がなされること、三、投票結果に国民の意思が正確に反映されることが必要であるなどの理由を鑑みても、この法律内容は、残念ながら、十分に審議し尽くされたとは言い難い部分が数多く見られる点において、問題があると言わざるを得ない。

国民投票法が、様々な問題を含みながらも、成立した現在、国会で直ちに「憲法審査会」が設置され、改憲原案の議論が開始されることになる。この改憲原案は、二〇〇五年十一月に自民党が発表した「新憲法草案」が基礎となっている。その主な内容に、アメリカからの影響を受け、憲法第九条を改正し、自衛「軍」という軍隊を設置し、日米間の軍事的協力体制をより一層高めるという点が含まれていることがある。

果たして、こうした改憲は、日本の将来の世代にとって、本当に

有益となるのだろうか。日本には、世界中に百十も存在する平和博物館のうち、約半数近くが存在する。その主な理由として、先の大戦で、総力戦になったことから、全国に遺品やご遺族がいらっしゃることや、非核運動等の「平和」を愛する日本人一人ひとりの意思が反映されているからだといえる。時代が変わり、戦争体験者が減っていき、戦後世代が増えるにつれ、かつて「戦争する国」であった我が国の加害や被害の事実を、一人ひとりの国民が、今一度、きちんと把握する必要があるのではないかと考える。戦後六十年もの間、現行憲法は一度も改正されないことで、個人の尊重や第九条の理念を守り抜いてきたからこそ、現在まで日本の平和が維持されてきていることや、一九九九年にオランダで開催された、世界の多くの市民団体による会議で提唱された、「ハーグ平和アピール」の第一項目に、日本国憲法の第九条の理念を世界中に広めるべきだと盛り込まれたことは、日本にとって大変な誇りである事例だといえよう。

「平和」は、ただ唱えたり、願っているだけでは不十分であり、戦争跡を訪ねたり、多くの文献や、平和ミュージアム等を活用して、戦争の悲惨さを知るだけでなく、今、各個人が、何をなすべきかを主体的に考えて、行動に移していくこうとする人をひとりでも多く生み出していくことが急務であろうと考える。

そのような状況にいち早く対応しようと、社会の不公正を正し、高い志を持って、政策提言を行ったり、一般の方々を対象に社会教育や平和教育を施したりする、新しいタイプの市民団体（CSO：市民社会組織）も誕生しており、今後の活躍がますます期待されている。こうした市民社会組織が、旧態依然とした社会体制へ一石を投じ、すべての人が能力をいかんなく發揮できるような、真に平和で豊かな世界の実現に向けて、個々人を巻き込みながら、市民一人ひとりの平和を創造する姿勢や努力につなげていけることを、切に願いたい。足元から地道に行動を起こしていくことこそが、何よりも大切だからである。